



町民課からの お知らせ

国民年金保険料 納付のご案内

4月～令和3年3月分の国民年金保険料は月額16,540円です。

日本年金機構から送られる納付書により、納付期限までに銀行などの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納めてください。

■国民年金保険料の現金（納付書）による2年前納のお申し込みを受けています。

「2年前納」をご利用いただくと、毎月納付する場合に比べ、2年間で14,590円程度の割引になります。

4月分から令和4年3月分の現金（納付書）による2年前納のお申し込みを現在受け付けていますので、ご希望される場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

※4月分から令和4年3月分の現金（納付書）による2年前納のお支払い期限は4月30日（木）です。

お申し込みの際は、余裕をもってお問い合わせいただきますようお願いいたします。



2020年9月～
実施予定!



キャッシュレスで2万円のチャージ、又は買い物すると1人あたり上限5,000円分のマイナポイントがもらえます。

マイナンバーカードを取得し、〇〇ペイなどの民間キャッシュレス決済サービスを選択して、マイナポイントを申込みと、一定額を前払いなどした方に対して国が「マイナポイント」を付与します。

※予算案が今後の国会で成立することが前提です

マイナポイントの利用イメージ

①マイナンバーカード【取得】 お持ちでない方は、今すぐ申請を! 	②マイナポイントの【予約】 マイナポイントアプリをダウンロードして、指示に従って操作するだけ 	③利用先を選択して【マイナポイントを申込み】 (2020年7月～) マイナポイント申込みページにログインし、利用するキャッシュレス決済サービスを選択し、申込み 	④マイナポイント分を【利用】して買い物 (2020年9月～) 取得したマイナポイントは、いつでものお買い物で利用可能(※1、※2) 
--	---	---	---

(※1)お買い物時にはマイナンバーカードを使用しません(※2)国が買い物履歴を収集・保有することはできません



ポイントの利用時期が近づくと、マイナンバーカードの交付申請が混み合い、申請から交付まで通常(約1ヶ月)よりも時間を要することが見込まれます。早めの申請をお願いします。

「マイナポイント」を取得するためには

1 | マイナンバーカードの申請・取得が必要です。

交付手数料
無料!

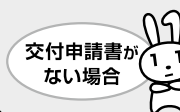


マイナンバーカードは、パソコン・スマートフォン・郵便・まちなかの証明写真機から申請することが出来ます。

- ①スマホで顔写真を撮影
- ②スマホで交付申請書のQRコードを読み取る
- ③申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- ④申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了



- ①交付申請書に必要事項を記入し、6ヶ月以内に撮影した写真を貼り付けて郵送し、申請完了



専用サイトから交付申請書をダウンロードできます
プリントアウトしてお使いください

マイナンバーカード 郵便

- ①カメラで顔写真を撮影
- ②申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- ③申請者専用WEBサイトのURLが届いたら顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了



- ①タッチパネルから「個人番号カード」を選択
- ②撮影用の料金を投入して、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす
- ③画面の案内にしたがって、必要事項を入力
- ④画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了



証明用写真機

2 | マイナポイントの予約方法

スマホで簡単3つの手順

※公的個人認証サービス対応のスマートフォン
※カードリーダーがあれば/パソコンでも設定できます

手順1
マイナポイントアプリをダウンロード
※Android端末は「JPKI利用者ソフト」もダウンロードが必要(今後、マイナポイントアプリと一体化予定)

手順2
アプリの指示に従ってマイナンバーカードを読み取り

手順3
マイナンバーカード申請時or取得時に設定した数字4桁の暗証番号を入力

これで
マイナポイント
予約完了!



※マイナポイントの予約者数が予算の上限に達した場合は、マイナポイントの予約を締め切る可能性があります。

App StoreもしくはGoogle Playで「マイナポイント」を検索!

※マイナポイントの予約によりマイキーIDが設定されます。
(既にマイキーIDを設定されている方は、マイナポイントの予約済みとなります)

詳しくはこちらへ <https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

マイナポイント

検索



問い合わせ先:マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

平日:9時30分～20時00分/土日祝:9時30分～17時30分

音声ガイダンスに従って「5番」を選択してください。

一部負担金の 減免制度について

四十万十町国保では、特別な事由により、医療機関などで支払う一部負担金の支払いが一時的に困難になった場合に、一部負担金の減免または徴収猶予できる制度があります。

制度の利用を希望する被保険者が属する世帯の世帯主は、必要書類を添えて申請してください。

◆特別な事由

- ①震災、風水害、火災その他これらに類する災害により資産に重大な損害を受けた者
- ②干ばつ、冷害、凍霜害などによる農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少した者
- ③事業または業務の休廃止、失業などにより収入が著しく減少した者

◆減免条件

- 特別な事由の①に該当するとき
資産の損害割合が10分の3以上であり、世帯の前年度の合計所得金額が1,000万円以下であること。
- 特別な事由の②に該当するとき
収入見込額が平年の収入に比べて減少が見込まれ、かつ、療養期間における平均実収入月額が一部負担金平均月額と基準生活費(※)の合計より少ないと見込まれるものであること。

また、預貯金が生活保護基準の3か月以下であること。

●特別な事由の③に該当するとき
療養期間中の収入見込額が療養開始直前の6月における収入に比べて減少が見込まれ、かつ、療養期間における平均実収入月額が一部負担金平均月額と基準生活費(※)の合計より少ないと見込まれるものであること。また、預貯金が生活保護基準の3か月以下であること。

また、すべてにおいて、保険金などにより損害の補填などがなされているときは、その分を控除して減額および免除率を決定します。

(※)基準生活費
生活保護基準額の100分の110

◆必要書類

- ・国保被保険者証
- ・印鑑
- ・申請書類(役場にあります)
- ①医師の意見書
- ②収入申告書
- ③資産申告書
- ④特別な事由を証明するもの
- ⑤同意書

・世帯主のマイナンバーのわかる書類(通知カード、マイナンバーカードなど)

「お問い合わせ先」

町民課 ☎22・3117